

矢板市運送事業者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する運送業務を主たる事業とする者等に対し、事業者の事業継続及び経営の安定化を支援することを目的に、予算の範囲内において、矢板市運送事業者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路貨物運送事業 貨物自動車運動事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (3) 福祉タクシー事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業に限る。）をいう。
- (4) 福祉有償運送事業 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送をいう。
- (5) 自動車の種別 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車の種別をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの事業を行う者

ア 道路貨物運送事業

イ 自動車運転代行業

ウ 福祉タクシー事業

エ 福祉有償運送事業

(2) 矢板市内に本拠を置き、令和4年4月1日から補助金の交付を受けるまでの期間、継続的にその事業を行う者であって、次に掲げるもの。

ア 矢板市内に本社又は本店、支店、営業所等の事業所を置く法人事業者

イ 矢板市で事業を営む個人事業者

(3) 市税等に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 矢板市暴力団排除条例（矢板市条例第26号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する密接関係者

(5) 補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(交付対象車両)

第4条 補助金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する車両とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で、申請者が所有する車両又は所有権留保条項付売買契約若しくはリース契約により申請者が使用している車両
- (2) 有効期間内の自動車検査証に別表の補助対象者の区分に応じ同表の記載事項の欄に掲げる事項の記載がある車両

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる交付対象車両の種類に応じ、当該各号に定める額とし、一度に限るものとする。

- (1) 普通自動車 1台当たり 25,000円
- (2) 小型自動車 1台当たり 25,000円
- (3) 軽自動車 1台当たり 10,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市運送事業者等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (2) 第3条第1項第1号に掲げる事業の許可書等の写し
- (3) 法人の場合にあっては、税務署の受付印又は電子申告における受信通知のある法人税確定申告書第一表の写し及び法人事業概況説明書の写し

(4) 個人の場合にあつては、所得税確定申告書第一表の写し、青色申告決算書の写し（青色申告を行っている場合に限る。）及び収支内訳書の写し（白色申告を行っている場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、矢板市運送事業者等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知する。

（交付請求）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、矢板市運送事業者等支援事業補助金交付請求書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者の 区分	記載事項				
	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用者の氏名 又は名称	使用の本拠 の位置
道路貨物運送 事業者	普通自動車・小型自動車・軽自動車 ※ 道路運送 車両法に定める基準	貨物	事業用	申請者と一致 すること	矢板市内に あること
自動車運転代 行業者		乗用	自家用		
福祉タクシー 事業者		乗用	事業用		
福祉有償運送 事業者		乗用	自家用		